

大阪広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。
平成27年 7 月 31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 6 号

大阪広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団行政手続条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章—第 3 章 （略） 第 4 章 行政指導（第30条— <u>第35条</u> ） <u>第 5 章 処分等の求め（第36条）</u> <u>第 6 章 届出（第37条）</u> <u>第 7 章 雑則（第38条）</u> 附則 （定義） 第 2 条 （略） （1）—（4） （略） （5）不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を <u>名宛人</u> として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア （略） イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を <u>名宛人</u> としてされる処分 ウ <u>名宛人</u> となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ （略） （6）—（8） （略） （適用除外） 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から <u>第 5 章</u> までの規定は、適用しない。 （1）—（4） （略） （5）相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を <u>名宛人</u> とするものに限る。）及び行政指導 （6）公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に <u>関わる</u> 事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使す	目次 第 1 章—第 3 章 （略） 第 4 章 行政指導（第30条— <u>第34条</u> ） <u>第 5 章 届出（第35条）</u> <u>第 6 章 雑則（第36条）</u> 附則 （定義） 第 2 条 （略） （1）—（4） （略） （5）不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を <u>名あて人</u> として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア （略） イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を <u>名あて人</u> としてされる処分 ウ <u>名あて人</u> となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ （略） （6）—（8） （略） （適用除外） 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から <u>第 4 章</u> までの規定は、適用しない。 （1）—（4） （略） （5）相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を <u>名あて人</u> とするものに限る。）及び行政指導 （6）公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に <u>かかわる</u> 事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行

べき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(7)・(8) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)
第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)
第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続をとらなければならない。

(1) (略)

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 (略)

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続をとることができないとき。

(2)一(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして執行機関の規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)
第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(7)・(8) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)
第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)
第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) (略)

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 (略)

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2)一(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして執行機関の規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)
第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)―(4) (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。 (聴聞の再開) 第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>鑑み</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。 (弁明の機会の付与の通知の方式) 第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)―(3) (略) 2 (略) (行政指導の方式) 第33条 (略)	(聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)―(4) (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。 (聴聞の再開) 第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>かんがみ</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。 (弁明の機会の付与の通知の方式) 第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)―(3) (略) 2 (略) (行政指導の方式) 第33条 (略)
---	---

<u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、企業団の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u> <u>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u> <u>(2) 前号の条項に規定する要件</u> <u>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u> <u>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u> <u>4 (略)</u> 第34条 (略) <u>(行政指導の中止等の求め)</u> <u>第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした企業団の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りではない。</u> <u>2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u> <u>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u> <u>(2) 当該行政指導の内容</u> <u>(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</u> <u>(4) 前号の条項に規定する要件</u> <u>(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</u> <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項</u> <u>3 当該企業団の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</u> 第5章 処分等の求め <u>第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされ</u>	<u>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u> <u>3 (略)</u> 第34条 (略)
--	--

<u>るべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する企業団の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</u> <u>2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u> <u>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u> <u>(2) 法令に違反する事実の内容</u> <u>(3) 当該処分又は行政指導の内容</u> <u>(4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項</u> <u>(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u> <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項</u> <u>3 当該行政庁又は企業団の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u> <u>第6章 届出</u> <u>第37条 （略）</u> <u>第7章 雑則</u> <u>（委任）</u> <u>第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関が定める。</u>	<u>第5章 届出</u> <u>（届出）</u> <u>第35条 （略）</u> <u>第6章 雑則</u> <u>（委任）</u> <u>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関が定める。</u>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。